

学生支援緊急給付金について

R4. 1

学生部

1. 事業内容

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する事業です。

2. 支給金額

10万円

3. 支給対象

以下の①～⑦の条件、要件を満たす者（すべて満たさなくても良い）

- I ①非課税世帯またはそれに準ずる世帯であること
- II 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
 - ②家庭から多額の仕送りを受けていない
※多額の仕送り目安…年間 150 万円以上（授業料を含む）
 - ③原則として自宅外で生活している
（自宅通学であっても④に該当する場合可）
 - ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
 - ⑤家庭（両親いずれか）の収入減少等により、家庭からの追加支援が期待できない
- III 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が大幅に減少していること
 - ⑥コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補填を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している
※アルバイト収入が大きく減少し、2021年4月以降も改善が見られない
- IV 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること
 - ⑦以下の既存の日本学生支援機構の制度を利用、または利用を予定している
 - ・第一種、第二種奨学金を利用している
 - ・日本学生支援機構の利用はないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している、または予定している者

※現在、日本学生支援機構給付奨学金を受けている学生は申請不要で対象となります。提出書類等を出す必要はありません。

上記①～⑦を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると本校が必要性を認める学生

4. 提出書類

(ア、イについては担任に申し出てもらう)

ア. 申請書

イ. 誓約書

ウ. 別添証明書類等



上記① 家庭の非課税証明書、収入証明書、源泉徴収票 等

③ 賃貸契約書の写し、直近の家賃支払い証明書等

⑤ コロナ感染症対策に係る他の公的支援処置を受けている場合の
受給証明書等

⑥ アルバイト先からの給与明細、振込み預貯金通帳等

(2020年4月以降の2か月分で減少がわかるもの)

4. 申込み期限

～1月17日(月) ※早めに

提出書類ア～ウを担任まで提出

5. 振込み日

■月下旬 本人の口座に振り込まれます。

※確認事項※

- 本給付金の意図(1. 事業内容参照)を十分に理解し、真に経済的に修学の継続が困難な状況である場合のみ申請してください。
- 虚偽申告その他不正がないようにしてください。万が一虚偽申請があれば返金を求められ、なんらかの処分が課せられます。
- 本給付金は学校に対しての推薦枠があります。申請を出したからといって給付が受けられるわけではありません。

☆申請までの流れ

○学 生

- ・担任に書類をもらう
- ・提出書類の記入
- ・証明書等の提出準備

提出

- ・書類提出
- ・担任と面談
(必要であれば)

○担任等

学生への案内告知 1/6～ 各担任

希望学生へ書類ア.イを渡す 随時 各担任

- ・希望学生から提出書類の回収
 - ・書類不備等がないかチェック
 - ・希望学生の経済状況等の把握
- 各担任・学科長

平川学生部長へ書類提出 1/17 (月)

※必要ならば

推薦委員会の召集・開催 1/19 (水)

- ・理事長・学校長・事務局長・副学校長
- ・各部長・各学科長

日本学生支援機構への推薦リスト作成・提出 ～1/20 平川

- ・振り込み確認

学生へ給付金振り込み ※日本学生支援機構から